⑶　（略）	⑶　（略）
⑷　この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及び違反した事業者に対する措置に関すること。	⑷　この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査に関すること。
⑸　一般消費者からの苦情処理に関すること。	⑸　この規約に違反した者に対する措置に関すること。
⑹　不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。	⑹　不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
⑺　家電品の取引の公正化について研究すること。	
⑻　関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。	⑺　関係官公庁との連絡に関すること。
	⑻　一般消費者からの苦情処理に関すること。
⑼　（略）	⑼　（略）
（違反に対する調査及び措置）	（違反に対する調査及び措置）
第15条　公正取引協議会は、第４条から第11条までの規定又は第12条第１項の規定に違反する事実があると判断するときは、関係者から事情を聴取し、必要な調査を行うことができる。	**第14条**　公正取引協議会は、第４条から第11条までの規定又は第12条第１項の規定に違反する事実があると判断するときは、関係者から事情を聴取し、必要な調査を行うことができる。調査に協力しない事業者に対し、文書をもって警告することができる。
２　事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。	
３　公正取引協議会は、調査に協力しない事業者に対し、文書をもって警告することができる。	
４　第１項に規定する調査により、違反する事実があると認められたときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を直ちに採ること、その違反行為と同様又は類似の行為を再び行わないことなどを文書をもって警告することができる。	２　前項に規定する調査により、違反する事実があると認められたときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を直ちに採ること、その違反行為と同様又は類似の行為を再び行わないことなどを文書をもって警告することができる。
５　前二項に規定する文書警告に従わないときは、当該事業者に対し30万円を限度として違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	３　前二項の文書警告に従わないときは30万円を限度として違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
６　前項の規定に基づき違約金を課し、又は除名処分をしたときは、遅滞なくその旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	４　前項に規定する違約金を課し、又は除名処分をしたときは、遅滞なくその旨を文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。
（違反に対する異議申立て）	（違反に対する異議申立て）
第16条　前条第３項又は第４項の規定に基づく文書警告を受けた事業者は、当該警告の内容に異議がある場合には、文書の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に文書をもって異議申立てをすることができる。	**第15条**　前条第１項又は第２項に基づく文書警告を受けた事業者が、異議がある場合は、送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に文書によって異議の申立てをすることができる。
２・３　（略）	２・３　（略）
（規則の制定、変更）	（規則の制定、変更）
第17条　（略）	**第16条**　（略）
２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○総務省告示第二百三十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子

名称	期間	地域
社会民主党全国連合周辺地域	平成三十年七月十日から平成三十一年七月九日まで	中央区都市町 佃二丁目一番、湊二丁目一番から五番及び入船二丁目一番から八番まで、入船三丁目一番から九番まで、新川二丁目二十八番から三十番まで、湊二丁目十三番から十六番まで及び湊三丁目一番から六番まで

○総務省告示第二百三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月六日

総務大臣　野田　聖子

一　名称	インターナショナル・エアフォード空軍基地
二　国外派遣期間	平成三十年七月七日から平成三十年七月十九日まで
三　派遣人数（概数）	十五人程度
四　派遣地域	英国フェアフォード空軍基地から差し渡し方向のに法る側点にが路区規律道端第路の一ここ右の間定第路百（道方ら区分うる五道号路の交みが城及ら道当路第通法右の道にび当該側区い二条一和域接のくまま下項三に合する間もなど一五まれ交並一いう号年れ

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。